

第 3 7 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 7 月 1 0 日 (金) 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 4 0 分
2. 開催場所 邑楽町役場 2 0 2 ・ 2 0 3 会議室
3. 出席委員 1 0 人
 - 1 番 島田 信成
 - 2 番 清水 和夫
 - 3 番 松島 章倫
 - 4 番 天谷 雄一
 - 5 番 諸井 政男
 - 6 番 武井 輝行
 - 7 番 高田 洋子
 - 8 番 天谷 豊
 - 9 番 金子 節夫
 - 1 0 番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案
 - 議案第 1 0 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権)
 - 議案第 1 0 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
 - 議案第 1 0 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 議案第 1 0 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 報告
 - 報告第 5 0 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について
 - 報告第 5 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

| | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長（天谷） | <p>それでは只今より、第37回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p> |
| 事務局長（吉田） | <p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p> |
| 会長（天谷） | <p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第37回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番島田信成委員、同じく2番清水和夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第103号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局（國府田） | <p>議案第103号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年7月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、贈与です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。7月6日、3班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p> |
| 会長（天谷） | <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> |

| | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会長（天谷）</p> | <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第104号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（地上権）についてですが、議案第106号、農地法第5条第1項の7番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p> <p>議案第105号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局（國府田）</p> | <p>議案第105号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年7月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては7ページから10ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>会長（天谷）</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| <p>1番（島田）</p> | <p>1番島田です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字中野字荒神地内、案内図は資料の7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は現状、適正に管理されておりました。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| <p>会長（天谷）</p> | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許</p> |

| | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長（天谷） | 可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について事務局より説明願います。 |
| 事務局(國府田) | 番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては11ページから14ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。 |
| 会長（天谷） | 事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。 |
| 2番（清水） | 2番清水です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。相続をきっかけに申請地が農地であることが判明し、是正申請に至るものです。線引き前から建っていたとこのことで、個人的にも、私が子どもの頃から建っていた建物だと記憶しています。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。 |
| 会長（天谷） | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第106号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局(國府田) | 議案第106号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年7月10日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。 |

| | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局(國府田) | <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長(天谷) | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| 9番(金子) | <p>9番金子です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字下中野地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である、既存施設面積の2分の1以下の敷地拡張に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p> |
| 会長(天谷) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長(天谷) | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| 2番(清水) | <p>2番清水です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は大規模指定集落内に位置し、住宅に挟まれた場所でした。農地として適正に管理されていました。農地区分は第2種農</p> |

| | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2番（清水） | <p>地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 会長（天谷） | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>（挙手なし）</p> |
| | <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>（挙手全員）</p> |
| | <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局（國府田） | <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから26ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長（天谷） | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| 2番（清水） | <p>2番清水です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は現在、牧草畑として使われており、農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 会長（天谷） | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | (挙手全員) |
| 会長 (天谷) | 挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4番について事務局より説明願います。 |
| 事務局(國府田) | 番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。 |
| 会長 (天谷) | 事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。 |
| 1番 (島田) | 1番島田です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字中川原地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してください。申請地は現在、作物は無く、適正に管理されていました。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。 |
| 会長 (天谷) | 担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 |
| | (挙手なし) |
| | 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (挙手全員) |
| | 挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。5番について事務局より説明願います。 |
| 事務局(國府田) | 番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、31ページから34ページを参照してください。以上です。 |
| 会長 (天谷) | 事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。 |

| | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 番 (金子) | <p>9 番金子です。7 月 6 日に事務局と 3 班で行いました。申請地は大字石打字家間地内、案内図は資料 3 1 ページ、付近状況図は 3 2 ページを参照してください。申請地は大規模指定集落内に位置し、周りは住宅に囲まれ、農地の広がりはありません。農地区分は第 2 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 (天谷) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。6 番について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 (國府田) | <p>番号 6 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、3 5 ページから 3 8 ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長 (天谷) | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| 9 番 (金子) | <p>9 番金子です。7 月 6 日に事務局と 3 班で行いました。申請地は大字光善寺字後通地内、案内図は資料 3 5 ページ、付近状況図は 3 6 ページを参照してください。申請地は公共施設や山林に囲まれ、農地の広がりはありません。農地区分は第 3 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 (天谷) | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会長（天谷）</p> | <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。7番については、議案第104号農地法第3条第1項の規定による許可申請について（地上権）の1番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局（國府田）</p> | <p>7番については、議案第104号農地法第3条第1項の規定による許可申請について（地上権）の1番と併せて審議します。</p> <p>譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、39ページから42ページを参照してください。以上です。</p> |
| <p>会長（天谷）</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> |
| <p>1番（島田）</p> | <p>1番島田です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料39ページ、付近状況図は40ページを参照してください。申請地は北と東に道路が通っていました。農地区分は第1種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p> |
| <p>会長（天谷）</p> | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> |

| | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会長（天谷）</p> | <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第50号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局(國府田)</p> | <p>報告第50号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年7月10日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、43ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> |
| <p>会長（天谷）</p> | <p>続きまして報告第51号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局(國府田)</p> | <p>報告第51号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年7月10日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、43ページから44ページををご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> |
| <p>会長（天谷）</p> | <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第37回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> |

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年7月17日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 島田 信成

委員 清水 和夫

